

利用上の注意

- 1 この調査は、事業所規模（調査事業所の雇用する常用労働者数）5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- 2 日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成22年1月分から新産業分類に基づく集計結果としている。
平成21年以前の結果との接続は、常用労働者数の新旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まるよう接続している。ただし、製造業においては、単位集計産業・規模間の労働者構成が変化したため、設定基準以上の変動となっている。
- 3 平成19年1月分調査以降の賃金指数、労働時間指数及び常用雇用指数の基準時は、平成17年に更新している。
同時に前年比などの増減率を実数から指数によるものに変更して公表している。
- 4 前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップ修正した指数等により算出しており、実数で計算した数値と必ずしも一致しない。
ただし、時系列の接続ができない産業区分（L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、R その他のサービス業）については、増減率は実数から算出している。
- 5 指数、前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替え等に伴い、将来、改定されることがある。
- 6 平成18年10月実施の事業所・企業統計調査による名簿が作成されたことに伴い、平成21年1月分調査において調査対象事業所（常用労働者30人以上）の抽出替えを行った。そのため、抽出替えを実施した際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより生じたギャップを調整（ギャップ修正）し、指数については過去に遡って改定している。
- 7 入職（離職）率とは、前月末常用労働者数に対する月間の入職（離職）者の割合（%）であり、パートタイム労働者比率とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合（%）のことである。
なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含んでいる。
- 8 鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業及び不動産業は、集計事業所数が僅少のため、各表から削除したが、調査産業計には含めて算定している。
- 9 実質賃金指数は、現金給与総額指数を徳島市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位の数値としたものである。
- 10 金融業、保険業の常用労働者数は、平成21年に調査対象事業所として指定されていない事業所規模があったが、平成22年1月から追加指定したため前年同月に比べて大幅な増加となっている。